

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ <http://www.ku-union.org/>

2013年4月1日

通巻 1196 号

この号の内容

- ・団体交渉の経過報告

交渉の経過報告

(1) 退職手当減額問題

(1) 退職手当減額

(2) 臨時特例による給与減額

- 経過措置の延長で 3 億円分の退職手当を守りました。
- 三事業場で大学による説明会が実現しました。

大学は3月1日付けで就業規則を変更し、私たちの退職手当を引き下げました。組合の要求に応えて、3億円の独自財源を投入して経過措置を3年に延長した大学執行部の姿勢は評価したいと思います。また、組合との4回の団体交渉、組合の要求に応じて三事業場で説明会を開催したことなど、一定の説明責任を果たす姿勢は見られました。これは、間違いなく組合の存在と交渉の成果です。

しかし、3億円の大学負担が可能である理由（3億円しか負担できない理由）は依然として曖昧であること、国から退職手当を交付されてない教職員についても減額を実施することなど、看過できない問題が残っています。

私たちは、更なる労働条件の改善に向けて交渉継続を求めていきます。引き続き組合へのご協力をお願いします。

交渉
継続中

以下を要求しています



- 全職員に等しく減額緩和の措置を講じること。
- 一斉休暇の拡大や福利厚生の充実等、労働条件を改善すること。
- 特殊要因運営費交付金を財源としない教職員の退職手当を減額しないこと。

退職手当の減額に反対します

金沢大学は3月1日より退職手当の算出にかかる調整率を、104/100（現行の最大率）から99/100に不利益変更しました。さらに今後3年間かけて87/100まで減額するとしています。私たちの反対にも関わらず、退職手当の減額を行ったことに断固抗議します。

今回の退職手当の減額は国家公務員の退職手当が民間より400万円高いとする昨年3月の人事院の報告に基づいて政府が提案したものですが、政治的混乱のなか衆議院解散日にほとんど審議もなされずに可決されました。政府は各大学法人に対しても退職手当の減額を要請し、大学はこれに応じました。

退職手当は賃金の後払いの性格を持っており、このことは法人も認めています。また、金沢大学職員の平均賃金や退職手当が国家公務員よりも低く、人事院調査で明らかになったほどに官民格差はないことを大学も認めています（金沢大学の事務・技術職員のラスパイレス指数は平成23年度で86.6）。

さらに、緩和措置が終了する3年目以降に退職される教職員にとっては何らの代償措置も提示されていません。このように不利益変更しなければならない高度の必要性が認められず、また具体的な代償措置の提示もなされない状況の中で、私たちは退職手当の減額を認めることはできません。

金沢大学は退職手当減額の激変緩

和を、政府の要請である1年半から、全国で唯一、3年1カ月に延長しました。退職手当が特殊要因運営費交付金として減額された額しか国から交付されないこと、また給与減額臨時特例への対応として4~6月の給与、6月のボーナスを減額しない措置をとったことから、金沢大学の今回の措置は評価できます。

しかし、大学は教職員の労働条件の改善のために不断の努力をするとしながらも、緩和措置の対象にならない教職員の不利益変更に対する代償措置はいまだ示されていません。相次ぐ給与減額による教職員のモラール低下や人材流出の可能性を抑制すると共に働きやすい職場をつくるためにも、早急に具体的な提案を求めます。

法人化によって労働条件の決定は法定主義から労使自治へと変化しました。大学には労使自治の原則に基づき組合との団体交渉を求めます。

しかし一方で、運営費交付金で縛られている国立大学の現状においては、各大学での個別交渉のみで全ての問題を解決することに限界があるのも事実です。この現状の打開も含め、私たちは働く者の賃金が不当に引き下げされることのないように、組合運動を継続していく必要があると考えます。

2013年3月14日

金沢大学教職員組合執行委員会

(2) 臨時特例による給与減額問題

- 年休の繰越緩和(40日に延長)が実現しました。
- 2012年度は、3.8億円分の給与を守りました。
- 2013年度は、最低でも12年度と同様の措置を求めていきます。
- 給与明細への賃下げ額の明記が実現しました。2月の明細から。

年休繰越の緩和は、組合との交渉の中で大学が代償措置として提案したもので、年休取得の単位は、通常、1~12月のため、昨年末でその一部が消滅していました。しかし2012年度の賃下げの代償措置であることから、昨年分についても復活して繰越が可能となりました。

2013年度の給与減額についても圧縮を求めて団体交渉を要求しています。削減される運営費交付金の額は2012年度と同様であることから、給与減額の圧縮についても2012年を基本に更なる努力を大学に求めています。

減額分の給与明細への明記は、《給与を引下げた大学の責任》であり、《現在の支給額が本来の額ではないことを確認する意味》でも必須でした。昨年6月の交渉から要求し、今年2月分の給与明細から明記されていますのでご確認ください。《昨年7月~12月の減額分》が記されています。

給与明細の最下部ですが、お見逃し無く。

給与支給明細

平成25年 02月 01日 ~ 02月 28日										No.
機関		所属			氏名			(46)現金支給額	(47)振込額	(48)手渡額
金沢大学										
予算区分	級号俸	(1)給与期間	減額	(4)基本給支給額	(5)扶養手当	(6)調整手当	(7)管理職手当	(8)住居手当	(9)単身赴任手当	(10)資格取得手当
		02月支給	(2)時間 (3)金額							
(11)25	(12)100	(13)125	(14)135	(15)150	(16)160	(17)175	(18)185	(19)超過勤務手当等	(20)期末手当	(21)勤勉手当
(22)初任給調整手当	(23)特殊勤務手当	(24)義務教育等教員特別手当	(25)非常勤講師手当	(26)診療待機手当						
(27)その他	(28)宿直手当	(29)通勤手当	(30)給与支給総額	等級	標準報酬月額及び標準期末手当等の額	給与支給累計	社会保険料累計	所得税累計		
(31)共済短期 (健康保険)	(32)介護掛金 (介護保険)	(33)共済長期 (厚生年金)	(34)労働保険	(35)被課税金額	(36)所荷					
(37)備考										

平成24年7月から平成26年3月までの臨時特例による減額のうち、
平成24年7月から平成24年12月までの給与及び賞与に係る減額合計は、
〇〇〇,〇〇〇円です。

お知らせ

氏名 :

平成24年7月から平成26年3月までの臨時特例による減額のうち、
平成24年7月から平成24年12月までの給与及び賞与に係る減額合計は、
円です。

2/18 団体交渉を申入れました

退職手当減額にかかる団体交渉の申入れ

(略) 「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」への対応について、金沢大学が私どもの要求に応えられ、三事業場で説明会を開催されたこと、経過措置の延長を決定されたこと、職場環境の改善を継続的に検討するとの約束をされたことは評価されるべきことであると考えます。

しかしながら、退職手当を減額する根拠と減額対象者の範囲に係わる説明に整合性がないばかりか、今回の経過措置延長により発生する大学負担分の約3億円の捻出方法や大学財政上からみたその額の妥当性等について、明確な説明がなされておりません。

常勤非常勤を問わず全ての退職手当受給者が減額措置の対象であるとの説明がありましたが、減額の根拠とされていた特殊要因運営費交付金を財源としない職員の退職手当をも

減額することの妥当性はありません。また先日の説明会において、特殊要因運営費交付金を財源としない職員の退職手当を減額しない場合に発生する差額について、大学が負担する必要がない費用を負担することになるとの発言が繰り返されましたが、特殊要因運営費交付金からは切り離されている自己資金や外部資金等を財源とする退職手当をも減額することは、当初から説明されていた減額の根拠と矛盾します。

加えて公的機関の責任として、非常勤、特任という不安定な立場にある職員の手当をこれ以上減額することは適切ではありません。角間地区での説明会において、非常勤職員等の退職手当を引き下げないことによる差額分を提示するという理事の発言がありました。明確かつ具体的な説明を求めます。(略)

臨時特例による給与減額にかかる団体交渉の申入れ

(略) 大学はこれまでの団体交渉において、2013年度の給与減額（大学負担分）については今年度の国の補正予算および金沢大学内の予算執行状況が明らかになる2月末から3月の時点で交渉すると説明されてきました。

1月24日の団体交渉で初めて、予算決定プロセスへの配慮から2014年度の概算要求額が確定する今年夏以降でなければ交渉に応じることが出来ないとの説明がありました。臨時特例にかかる2013年度の大学負担分は当該年度の金沢大学の財源をもとに検討されるものであり、現状において団体交渉を行うことは十分可能であると考えます。またこれまで

の交渉等の経緯からも、大学は交渉に応じる責任があると考えます。

早急且つ誠実に団体交渉に応じられることを求めます。

- 1) 臨時特例にかかる2013年度における給与減額（大学負担分）について、2012年度中に大学の方針を明らかにすること。
- 2) 臨時特例にかかる2013年度における給与減額は、最低でも2012年度を基本とし、更なる大学負担分を確保することで給与減額を縮減すること。